

第六十二回 参議院産業公害及び交通対策特別委員会會議録第二号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

十二月一日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任

渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

瀬谷 英行君

大谷 賢雄君

黒木 利克君

内田 善利君

青木 一男君

木島 義夫君

久次米健太郎君

佐藤 一郎君

菅野 儀作君

土屋 義彦君

村上 春蔵君

山内 一郎君

渡辺 太郎君

加藤シヅエ君

田中寿美子君

小平 芳平君

田淵 哲也君

渡辺 武君

政府委員

厚生省環境衛生局長

厚生 大臣

斎藤 昇君

金光 克己君

事務局側

常任委員会専門員

中原 武夫君

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

常任委員会専門員

吉田善次郎君

説明員

厚生省環境衛生局長

城戸 謙次君

本日の会議に付した案件

○継続調査要求に関する件

○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(瀬谷英行君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。昨日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として渡辺武君が選任されました。

○委員長(瀬谷英行君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

産業公害及び交通対策樹立に関する調査につきましては、国会が閉会になりました場合においても、なお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(瀬谷英行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(瀬谷英行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(瀬谷英行君) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案(閣法第三三三号)(衆議院送付)を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま議題となりました公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

本法は、公害対策基本法の精神にのっとり、公害のうち著しい大気汚染または水質汚濁の影響による疾病の多発した地域と、当該地域における大気汚染または水質汚濁にかかる疾病を指定し、指定地域にかかる当該疾病にかかった者に対し、医療費等の給付を行ない、もって公害にかかると健康被害の救済をはかることを目的とするものであります。

何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(瀬谷英行君) それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○田中寿美子君 たいへん時間が短縮ございますので……。この法案については、前国会で相当私も議論いたしました。特に衆議院では詳細に議論してきておりますので、たくさん問題点がございましてお伺いしたいと思います。

第一点は、公害による健康被害の認定の基準な

んですけれども、公害にかかっている者に対する対策が非常に急を要するということは、この法律の提案理由にも書いてあるんですけれども、公害病は非常にその後ますます拡大し、発見されてきております。そしてことしの初めごろ、総理大臣が、公害は必要悪であると言われたような認識のしかたは、もう政府においても変えていられると思うんですが、認定の基準をですね、たとえば安中のカドミウムによる被害、第二イタイイタイ病がすでに発生していると言われているんですけれども、そういうものに対して、先日被害者の全国大会がございましたときに、私も交渉に被害者と一緒厚生省に参りました。その際に、たとえばあのようにな数年はたつたからして、関節がすっかり折れてしまふような状況になってから対策をとったんではだめなん、予防措置が大切であるという話をしましたときに、今度は骨までカドミウムの害が至るその段階で、公害病と認定すべきか、それともその前段階で要注意者とか、あるいはあの地域が要観察地域に指定されましたか。そういうところに住んでいる者に対する対策あるいは健康診断をすべきであるというよりなことや、これに対する対策、こういうことを考えるべきだと思っております。

いま認定患者の数は非常に制限されております。こういうことに対して、今後どういう考え方をもちて対処されるのかということをお伺いしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 田中委員のおっしゃいますように、公害は予防が一番大事だと存じます。したがって、公害病発生のおそれがあるかどうかというところにつきましては、健康診断あるいはそういった方面をさらに充実してまいりたいと思っております。同時にこれが公害病であるということがはっきりいたしましたら、できるだけすみやかに本法案が、このような趣旨のものがさら

に拡大して適用されるように努力してまいりたいと、かように考える次第でございます。

○田中寿美子君 その点ですけれども、公害病であるということがはっきりしたというところなんです。そういうものの認定の基準なんですかね。非常に制限されているわけなんです、公害病かもしれないという疑わしい段階、つまり要注意者の段階でこれに対して医療の給付をするとか、検診をするとかそういう考え方を将来持つてくるかどうかということなんです。もう少し具体的に。

○国務大臣(斎藤昇君) 公害病であるかどうかという認定は、それはやはり医学的、学問的な問題でございますから、したがって、その検討に待たなければならぬと思います。公害病であるのかないのかまだわからないという状況、その状況のもとにおいてこういう法律をそのまま適用するということとは困難だと存じますが、まあ事情に応じて必要措置もあるいは考えていかなければならぬまいかと、かように考えておりますが、十分これは検討いたしてまいりたいと思っております。

○田中寿美子君 その認定するまでにたいへん時間がかかるのです。水俣病の場合もそうだと思いますが、それですでに、たとえば安中のように東邦亜鉛からカドミウムが流れて、そして最近の厚生省の調査によると、単に水だけではなくて大気の中にもいろいろ入っているということがあるので、認定患者にならない前の予防対策が、何か具体案があるかということです。たとえば、せんそくの場合もそうです。四日市にしても、川崎にしても、あるいは大阪、東京にしても、こういう者に対する対策をお伺いしておきたいのです。

○説明員(城戸謙次君) ただいま先生御指摘になりました。特に安中、その他のカドミウム汚染につきましては、目下公害の調査研究委託費によりまして委託調査、その他環境調査を進めている段階でございます。特に四十三年度に群馬県が実施いたしました全地区住民の健康調査の結果、鑑別診断を必要とする判定されました要観察者が九人お

ります。また対馬にも三人おります。こういう方々に対しては、カドミウムの慢性中毒の鑑別診断をできるだけ早く、慢性中毒としての鑑別診断が医学的に可能であるということになります。と、いわゆるイタイイタイ病というように、骨まで進行しました段階に至らなくても、その診断名のもとに早期に治療する、こういうことにしたいと思っております。そのための必要な対策等、そういうことになれば当然やるべきだと考えているわけでございます。

先生、大気汚染の問題にもお触れになりましたが、私も大気汚染のはなはだしい地区につきましては、救済法が成立いたしましたれば、今後順次調査地区といたしまして救済法を適用すべきかどうかの検討を進めることにしたいと思っております。ただ、その他もっと広く一般的な公害の見地から健康診断すべきであるというところは先般先生おっしゃいましたが、このような面につきましては、恒常的な保健サービスの問題を環境保健についていかに体系づけていくかということでございます。効果的に制度化していくためには、既存の他制度との調整も必要でございます。こういうことで環境保健サービスの体系についての研究班をひとつ設けて検討をしておるような状況でございます。

○田中寿美子君 公害施策はほんとうに急を要すると思っております。どんどん広がっていきまので、特に子供たちが、ぜんそくなんか一番幼児がかかっている率が高いですが、学童に対して、そういう大気汚染のある地域についての学童の検診というのは特に実施するの、あるいは老人に、五十歳以上なら五十歳以上の者とかいうふうな検診をぜひ実現するということの方がいいと思っております。その辺はいかがですか。

○説明員(城戸謙次君) ただいま申し上げましたように、現在検討中の段階でございますが、御指摘の学校につきましては、今年度を含めまして、五年間にわたりまして各地で調査をいたしてあります。こういうデータを基礎にいたしまして、た

だいま申し上げました研究班を中心に今後の検診につきましましての具体策を検討してまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 まだいろいろありますが、時間があるから……認定の基準というのは、今後もう少し公害病の認定を広げるというより、制限とか地域制限とか……そういう方向に向かつて進んでいきたいと思います。

次に、カネミ油症の被害者の救済の問題ですけれども、これは食品に有毒なカネミクロールの入った油を食べて中毒症状を起こしたもので、九百人以上のカネミ油症の被害者が出たわけです。これに対して、厚生大臣あるいは厚生省は、公害に準じて救済の道を開くというふうにおっしゃっているようですが、それはどのようなお考えでございませうか、御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(斎藤昇君) いまカネミのいわゆる中毒患者についての取り扱いのお話でございます。中毒患者の方々の治療、それから全快がなかなかかはかしくございせん。したがって、結論といたしましては、私は、やはり公害に準じたような救済の手を伸べる必要があるんじゃないか、かように考えています。いま事務局に命じて検討を進めておるわけでございます。できましては次の通常国会にそういつたような法律案を提案したい、そう思つて検討いたしておりますので、よろしく御了承いただきたいと思っております。

○田中寿美子君 その内容は、そうしますと、大気公害にかかる健康被害の救済法というふうな考え方でございますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 大体そういう考え方で進んでおります。

○田中寿美子君 これは非常に発生源がはっきりしている問題なんですけれども、それで患者がしばしば自分で街頭に立つて訴えてカンパを集めなければならぬような状況に陥るわけなんです。現在会社側は、健康保険の自己負担分を負担した

り、それから幾らかの医療費を負担している状況ですけれども、たとえば九人だけが長い間指定の病院——最近北九州には治療センターができました、そこに出入りして行く患者という者は、遠くから、田川とか北九州から出てきますのに、たとえば交通費だけでも往復一人六百七十円もかかる。一家五人が患者になっている家もあります。そういう面の救済が伴わない。これは今度の医療救済法案全体の欠点だと思いますが、生活保障とか休業補償がないということが欠点だと思いますが、実情からして、自己負担分を負担してもらつていただけではほんとうに困る。あのような状況ですと、仕事も結局やれなくなるし、失業状態である、こういうことでございまして、こういう点に特に配慮したような対策をお考えになっていないかどうか、お伺いをしたいのです。

○政府委員(金光克己君) ただいま大臣から御説明ございましたように、現在この問題については事務的に検討中でございます。公害医療救済制度にいたしまして、何と申しましたも、第一には患者の医療を十分行なえるようにするという精神でございます。ただいまのような問題もその中には関連を持つてくるのでございまして、現在の段階におきましては検討中であるというようなことでもございまして、先生の御意見も参考にしながら、今後検討していただきたいと思っております。

○田中寿美子君 調査研究、検討中というのが公害病に絶対に多いので、みんな間に合わないのです。取り返しのつかない状態になって死んだ人も出てくるということで、人間の命を大事にするということから、救済治療をまず先に立て、立てかえておいて、あとから発生源をはっきりしてそこから取り立てるといふ方法を確立していただきたいと思っております。

まだ言いたいことたくさんありますけれども、特にこの病気については治療法がまだ見つからない。調査費は厚生省百五十万出され、今度八百万になったんです。調査費そのものも非常に

少ないし、それから医療機関をもつとふやしても
らわれないと、各地にあるわけですね、このカネミ
の被害者は、そういうことについては……

○政府委員(金光克己君) ただいま研究費の問題
が出ましたが、本年度は、科学技術庁の特別研究
促進調整費を、約三千万円でございしますが、三千
万円これに充てまして、その医療の研究あるいは
健康診断等を実施することについてお聞きします。
そのうち臨床面については千九百万円を予定
いたしておられます。その前に、若干科学研究費か
ら補助金を出しておるわけでございます。かよう
なことでもございしますが、実は十月中旬に福岡県に
おきまして、カネミの患者が発生しております。関
係者の関係者を集めまして、そしてこの医療研究
につきましてもいろいろの研究協議をいたしまし
た。それから、その精密検査等につきまして今後
どうやっていくかというふうなことにございまして
いろいろと協議をいたしまして、それにつきま
して必局面面につきましては、先ほど申し上げま
した研究費の交付をやつていただくということ、
それから患者の問題につきましては、カネミの会
社も十分連絡をとるようになつてございまして、そ
ういった医療面につきましては十分な配慮をしてい
こうという計画で進んでおるわけでございます。

○田中寿美子 カネミの社長は、治療法が見つ
かるまでは補償しないというふうなことを言つてい
るわけですからね。研究調査と言いつつながら、時間
がかかりますので大至急これは進めていただくよう
に、厚生大臣も何回かこれに対してはできるだけ
のことをするという声明をしていらつしやいます
から、ぜひ厚生大臣本気でやつていただきたいと
思います。

それから、時間があるわけでもない、カネミの問
題にも関連しながら、厚生行政の問題なんです
が、十月十日に、私も社会党の議員並びに弁護
団その他で編成した調査団が行きましたときに、
発見しましたというよりはいろいろ説明を受けた
た、例のカネミが漏れたパイプのピンホー
ルですね、ああいう問題を考へてみますと、あれ

の責任はどこのかという問題なんです。そ
のときの調査団に対する説明によりまして、労働
省の労働基準監督署が責任者なんだ、厚生省では
ない、責任行政ではないのかどうか、あるいは厚
生省ではないのか、あるいは工場の施設に関連し
ては通産省なのかどうか、その辺の問題があると思
うんです。一体、公害の行政が非常に各方面にお
たつてゐるためにみなそれぞれ責任を回避される
という点があるわけで、その点はつきりさして
いただきたいと思います。今後どういうふうになさ
いますか、厚生省は。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、厚生省の立場から
考へまして、少なくとも政治的には責任がないと
は言えないと思つております。いままでの法律、
規則等から考へますと責任がないのであります
けれども、しかしながら、ああいったおそれのあ
るような製造方法で万一穴があいたならばそうい
うものが入つてくるというふうな、そういう製造
方法で食品を製造するということは許すべきでは
ない、こういうふうに考へまして、今後はそう
いった設備も十分見た上でなければ許可をしない
というふうに方針を改めます。当初からそうであ
るべきであつたろうと思ひます。

○田中寿美子君 監督するのはどこですか。これ
はカネミに限らないでしょう。食品の機械はたい
へんきなくなくされている状況であります。
○国務大臣(斎藤昇君) 食品にも許可をいたしま
す際に、そういう製造工程も十分見た上でだい
じやうぶだという確認をすべき責任があると、か
ように考へますので、そういうふうに規則を改め
ます。

○田中寿美子君 それは初めだけでなく、製造開
始しているときの監督はどうですか。
○政府委員(金光克己君) ただいま大臣から御説
明がございしましたように、この七月の食品衛生法
の政省令の改正におきまして、従来、この米ぬか
油等の製造業種につきましては許可業種として
扱つていなかったわけでございます。びん詰
め、かん詰め等の業種として一括して扱つてお

たわけでございます。したがひまして、こういう
た業種に對しましての製造基準というものをこれ
は都道府県の細則でつくることになっております
けれども、従来はつくつていなかったということ
でございまして、先般の改正によりまして許可業
種としたということによりまして施設基準等もつ
くりまして、これに對しまして製造中の監督もす
る、こういう形でございます。

○田中寿美子君 ぜひやつていただきたいと思
ひます。
それじゃ、これで終わります。
○内田善利君 四点だけお尋ねしたいと思ひま
す。
公害にかかる健康被害の救済について、本法案
は医療費等の支給にとどまつていて、生活困窮
者、生活保護の手当措置が除外されております。
この点についてお聞きしたいと思ひますが、た
とえば弔慰金、患者の更生活費、生計維持を援助す
るための事業資金、あるいは技能習得資金などの貸
付制度を設けるとか、あるいは償還不能の患者に
對しては償還免除の制度を設けるとか、こういう
ことが除外されておるようでございますが、公
明堂としては、こういうことについても法案を
提出してありますが、この救済内容の拡大を大臣
は考へておられるかどうか、その点についてお聞
きたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 今回の法案は、まずさし
あたって、とにかく緊急を要するといふものにし
ばつたわけでございますが、できるだけこういつ
た公害患者のないようにしていくといふことが本
旨でございますので、したがつて、いつまでも
こういつた公害患者の出ないといふようにするこ
とがまず先決だと考へておるわけでございます。
しかし、現にかかつておる者につきましては、た
だいまお話しをございしますので、その他の各種の法
律等も勘案をいたしまして、前向きに検討をいた
してまいりたいと思ひます。

○内田善利君 次に、医療費等の支給についてお
尋ねいたしますが、これは衆議院の委員会でも相

当問題になつたと思ひますけれども、たとえば四
日市の場合を例にとりますと、四日市以外に居住
して四日市に通勤してゐる人で公害病と見ら
れる病氣にかつた者。次に四日市に居住してい
て公害病にかつた者が他へ転出した者。次に、い
ままで他の土地に住んでおつた者が四日市に移住
してきて公害病になつた場合。こういう場合の
滞在期間あるいは居住期間はどういうふうに算出さ
れるのか。その点についてお伺ひしたいと思ひます。
○説明員(城戸謙次君) ただいまの点でございま
すが、私も少しはしては、居住期間の要件の規
定をいたしましては、大気汚染にかかる疾病だけを
考へておりました。これを厚生大臣が定める疾病
として規定したい、かように考へておりま
す。それで、ただいま御指摘の、居住してある場
合のどのくらいの期間を認定するための前提条件と
するかという点でございしますが、この点は三年間
程度考へております。

それから通勤の場合でございますが、他から通
勤の場合につきましては、大体八時間程度その指
定地域に勤務しておるといふ前提で、一日八時間
程度勤務しておるといふ前提で、五年間程度現在
考へております。

それから次に、資格を得て医療を受けていた人
が他に転出した場合でございますが、この場合に
つきましては、三年間程度継続して支給をいたし
まして、そのあと打ち切ると、こういうふうなこ
とを考へております。

○内田善利君 それで十分と考へられるわけだ
か。
○説明員(城戸謙次君) この点につきましては、
このような慢性気管支炎等の疾病が、いわゆる公
害との関係におきまして非特異的な関係にある
と、必ずしも公害だけで発生するものでないとい
うことでございますので、私も少しはしては、
この点に對していろいろ関係の医者、医学者等の
意見を参考をいたしまして検討いたしてゐるわけ
でございます。最終的にはもう少し検討いたし
た上で結論を出したいと思つておりますが、その

結論によって出てきたところで十分やっていくべきでなかろうかと思ひます。

○内田善利君 この問題につきましては、また後ほど委員会等で質疑していきたいと思ひますので、次に移ります。

第九條の「介護手当の支給」についてですが、最後のほうに、「ただし」以下として、「ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支出しないので介護を受けている場合は、この限りでない」と、このように明記されているわけですが、たとえば身内の者に介護を受けている場合支給されないということになると思ひますけれども、介護のため家庭の家事を犠牲にして、家事は何もできずに介護に当たっているという奥さん等もおられますし、また経済的に困って、介護の必要があつても手当が出せなくて介護を受けていない、そういう患者もおられるわけですが、こういう場合も支給されないということになると思ひますが、介護を必要とする患者に対しては全員介護手当を支給すべきである、このように思ひますが、ご意見を、なおまた、所得制限を一切課さないというのを私たちが公明党は主張しておるわけですが、ご意見を、こういう点、公害救済の本旨に沿っていないのじゃないか、このように思ひますが、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○説明員(城戸謙次君) ただいまの介護手当の点でございしますが、介護手当は、現在介護を現に必要としていると、かつ介護に要する費用を支出しました場合に、その現金の支出に対応しました支給をする、こういう立て方をいたしておるわけですが、したがって、御指摘のように、家族等の介護の場合一部は支給されるわけですが、ご意見ですが、これはやはり同一世帯に属し、つまり生計が一つである家族が無料で介護しているという例が代表的なケースになるわけですが、ご意見として、その運用にあたりましては実情に即しました配慮をしたいと考えております。

また、所得制限等の点につきましては、この制

度が現在の緊急の救済を必要とする医療につきまして定められた制度でございまして、この運営につきましてはできるだけ応急の措置に合うような措置をしていくというために、自分で自己負担能力がある人は一応は自費として、今回の制度としてこのようにいたした次第であります。

○内田善利君 この点についてもまた後ほど委員会等に移してまいりたいと思ひますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後に附則についてお聞きしたいと思ひますが、附則の二項ですけれども、「政府は、公害対策基本法第二條第一項に規定する公害のうち、第一條に規定するもの以外のものに係る疾病に關し検討するものとする」といたしてありますが、この検討とは具体的にどういふことなのか、お聞きしたいと思ひます。

全部一括して質問いたしますが、現にこの規定に入っていない、たとえば騒音の場合について見ましても、東名高速道路のインターチェンジとかあるいは環状七号線の交差点付近の住民の中には、車の騒音のために夜も眠れないとか、不眠症の結果ノイローゼとなつて満足に勤務もできないとか、このようになってしまつた人も出ておるわけなんです、こういう人々を考えた場合に、すみやかに検討することを大臣の口からお聞きしたい、このように思ひます。また検討した結果、近い将来この法案を改正する必要があると認められるのかどうか。改定を前提としてこのように検討するということになっておるのかどうか。こういう点についてはつきりひとつお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 検討するということは、検討をした上で、公害による健康被害があるというところがわかつたならばこの法律を改正することという前提でございします。そこで検討することにつきましてはできるだけ早急に、急ぎまして、たとえば騒音につきましては、健康被害がはたしてあるのかないのか、これはやはり医学的、学問的な研究が必要でございしますので、これらをいま急

いでおるわけでございます。その他につきましてもできるだけ検討を急いでまいりたいと考えております。

○渡辺武君 ただいま議題となつておりますこの法案の第十七條に、「事業者は、」第十六條第一項の指定を受けた法人に対し、「同項の拠出金にあつては、その用途を行なうものとする」といふことが書かれておりますけれども、ここにいわれておる事業者というのは、これはどういう事業者か、公害発生原因になつておる事業者に限られておるのか、あるいはまた、そうでないのか、その点をまずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(城戸謙次君) ただいまの事業者の定義でございしますが、これは公害対策基本法に書かれておるところの事業者でございまして、具体的に公害が発生しているかというところは問わないのでございします。

○渡辺武君 ここに、「拠出を行なうものとする」といふふうに書かれておりますけれども、この拠出というのは、これは義務的なものか、また、金額はどのくらいと考へておられるのか、その点を次にお聞きしたいと思ひます。

○説明員(城戸謙次君) この事業者の拠出は、民法法人が公害防止事業団との契約に基づいて拠出するものでございまして、法律による義務というのではなく、そういう事業団との契約に基づく義務として拠出する、こういう体系になるのでございします。

○渡辺武君 それでは、全く任意のもの、契約する上で各事業者が任意の契約をするというよりな形になると思ひますけれども、それでは公害発生原因になつておる個々の企業の公害発生に対する責任というものが全くあいまいにされると思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(城戸謙次君) 今回の制度は、公害の発生しておる発生原因者がある、その原因者は民事責任があるという前提に立ちながら、しかもこれを故意過失を必要とする、あるいは因果關係を必要とする、そういう場合に立証困難だ、裁判上時

日がかかつてむずかしい問題がある、こういうような点を考慮いたしまして、応急の措置として考へたものでございします。したがって、民事上の責任というものはあくまでもあとに残つておるわけでございます。そういう点で私どもとしては、この制度をいまのような形で運営するということで企業の加害者の責任がばやけると、さうには考へておりません。

○渡辺武君 そうしますと、この民法上の法人ですね、これはいま申しましたように、個々の企業者契約に基づいて拠出金を集めるということになるわけですね。そうすると、それではその民法上の法人の設立の責任者は一体だれになるのか。

○説明員(城戸謙次君) この設立は個々の事業者が設立発起人となり、相糾合いたしまして設立いたすわけですが、この監督官庁といったしましては通産大臣でございします。

○渡辺武君 そうすると、その場合に、通産大臣もしくは厚生大臣は、この民法上の法人の設立についてどういふ基準で指定をするのか、その基準を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) この問題は、御承知のように、大気汚染につきましてはたとえば亜硫酸ガスの汚染という場合は、大きな工場もあるし、小さな工場もあるし、それからいろいろな原因者がたくさん集まつておるわけなんです。どの工場がどれだけというのをはつきり確定するわけにはなかなかまいらない。したがって、そういう事業に關係のある方々が共同してそういう政治的な負担をしようじゃないか、またしてくれないかというところで、それではそういうふうにしてしまふという話し合いでできておりますので、したがって、これはそういう關係のおもたつた方々の何といひますが、話し合いをわれわれも十分尊重し、現実これができるといふ政治的なまた見通しもあつて、すでに出發をしかけてもらつておるわけでございますから、この法案ができましたら、いま申し上げたような法人が十分できるという確信をもつておるわけでございます。

○渡辺武君　いまの御答弁を伺っておりますと、

たとえばイタイイタイ病にしましてもあるいは水俣病にしまして、ああいう悲惨な事件を起こした責任が大企業にあるということは現実が証明していることだと思ふのです。ところが、その大企業の責任について非常に不明確である、あいまいであるというふうにしか考えられないわけですね。

ただいまの御答弁の中で責任の所在が十分に明らかにできない、急速に明らかにできないというための臨時措置だというふうにおっしゃいましたけれども、もし企業の責任が明らかにできない場合でも、急速にこの被害者の被害を救済するためには、たとえば行政上で立てかえ払いというふうな制度をとって、国または自治体が被害者の補償のために一時立てかえをする、そして責任が明らかになった段階で企業からそれを取り立てるといふような措置をとればいいんじゃないかというふう

に思ふます。同時にまた、公害発生の原因が大企業にあるということからして、やはり公害問題については無過失責任賠償制度、これをはつきりと確立して、その見地に立つて大企業の責任を追及すべきだというふうに思ふますが、どうですか。

○国務大臣(斎藤昇君)　この法律はいわゆる損害賠償を国がまず立てかえてやるという趣旨ではございせん。それは民事上の問題として当然責任は追及されるべき問題であります、はつきりいたしますならば、この法律はそういう事柄とは別個に、社会保障的な見地から捨ておけないというところで、原因者がだれであるかないかということにかかわらず、社会保障としての完全を期してまいりたい、こういう法案でございまして、したがって、加害者の損害賠償、損害責任というものは全然これは無関係だとお考えをいたされたかと思ひます。ただ、社会保障的なことをどうしてもやらなければならぬが、その場合に、これらに関係のある人たちからも社会保障に、まあ何といひますか、財政的に寄与してもらふということ、先ほど申し上げました法人が生まれつつある、その話し合いができた、こういうことで

ございまして。

○渡辺武君　最後に一言だけ。そうしますと、やはり公害発生に最大の責任を持つておる大企業の責任を事実上免罪するということにならざるを得ないと思ひます。社会保障的と言われましてけれども、被害者の救済についても、先ほど同僚委員の質問の中でも明らかになりました、所得制限その他いろいろ制限をつけられておりますし、また、公害の範囲についても大気汚染、水質汚濁の二点に限られておる。しかも地域的にほんのわずかなところを指定するという事です。基地公害、騒音、振動、悪臭等のさまざまな公害、これは事実上救済されないという状態になっております。私どもは、やはり公害の救済をもっと徹底的に行なうと同時に、公害そのものを防止するためにもう少し政府が積極的に取り組むことを強く要求するものです。特にやはり一番問題なのは、大企業の責任をあいまいにするのではなくして、公害発生源である大企業に公害発生防止装置を取りつけることを義務づけて、これに違反した場合にきびしく処罰するということが最低限必要だといふふうに思ひます。それからまた、いま政府のきめております環境基準あるいは排出基準などが非常にゆるやかなものでありますし、同時にまた、それに伴う罰則などもこれは実にはゆるやかで、これではどうして公害の発生を防止することができないというふうに思ひます。したがって、環境基準をもっときびしくすると同時に、各個々の企業の排出基準は環境基準に合致するように排出量を規制するなどして当然規制し、罰則ももっときびしくすべきだというふうに思ひます。同時に、公害防止のための行政の権限、これを大幅に各都道府県知事などに委譲して、都道府県知事がそれぞれの地域の住民の要望に基づいて敏速に公害防止の措置をとれるようにすることが何よりも重要じゃないだろうか。同時にまた、公害紛争などを迅速に解決し、公害の原因や被害の調査あるいは公害防止の対策を立案して知事などに勧告するため、各都道府県などに公選制の公害委員会をつく

る。このことによつて住民の要望が公害防止の上

に正しく反映できるようにするのではないかと

うように考えております。その点についての厚生

大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君)　政府といたしまして、私はもちろんであります、公害のない社会状態をつくり上げたい、これが念願でございます。したがって、ただいまおっしゃいました環境基準にいたしまして、あるいは排出基準にいたしまして、できるだけ技術的にまた経済的に可能な限りやつて強化をいたしてまいりたい、かように考えております。技術の進歩その他も伴つて、少なくともいまおっしゃいますような事柄がでるだけ早い機会に実現をするように、これがわれわれの理想であり、一番の力を入れるべき点だと、かように考えております。したがって、通産省におきましてもういふことも、あるいは場合によつたら財政的援助もやつて、公害防止の諸施策を強化してまいりたい。逐次その施策を推進してまいつておりますので、この上にも御協力と御鞭撻をいただきたいと思ひます。

○委員長(瀬谷英行君)　他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(瀬谷英行君)　御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(瀬谷英行君)　御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(瀬谷英行君)　多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

のと決定いたしました。

○田中寿美子君　私は、この際、ただいま可決された公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案に対する各派共同の附帯決議案を提案いたします。

時間の関係もございまして、案文の朗読は省略いたしますが、お手元に配付してある印刷物のとおりでございますので、よろしく御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(瀬谷英行君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(瀬谷英行君)　それじゃ、速記をつけ

ただいまの田中君提出の附帯決議案を議題といたします。

田中君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(瀬谷英行君)　全会一致と認めます。よつて、田中君提出の附帯決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤昇君)　ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして、実現につとめる所存でございます。

○委員長(瀬谷英行君)　なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(瀬谷英行君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

〔参照〕

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、公害の予防及び除去に関する総合対策を強力に推進することが先決であることに充分留意するとともに、公害に係る被害の救済については、公害被害者の立場に立つて、救済制度を一層整備充実するよう、次の事項の実現に努力すべきである。

一、公害に係る健康被害の救済は、医療費等の支給に止まらず、今後すみやかに葬祭料等をも含めた救済内容の拡大を図ること。

二、医療費等の支給については、所得制限その他の制限が存することは、議論のあることにかんがみ、公害救済の本旨に立つて、従来の救済に関する行政的措置を基礎とし、実態に即した運用を図ること。

三、費用の支弁に関する事業者の拠出については、公害に関する事業者の責務にかんがみ、今後これが運営については適切な措置を講ずること。

四、公害に係る物的被害の救済制度及び生活保障について、具体的措置を前向きに検討すること。

右決議する。

十二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、公害に係る健康上の被害の救済に関する法律案(小平芳平君外一名発議)

一、公害に係る紛争等の処理に関する法律案(小平芳平君外一名発議)

一、公害委員会及び都道府県公害審査会法案(小平芳平君外一名発議)

公害に係る健康上の被害の救済に関する法律案
公害に係る健康上の被害の救済に関する法律案

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 健康診断(第三条)

第三章 医療費の支給等(第四条―第十一条)
第四章 資金の貸付け(第十二条―第十五条)
第五章 費用(第十六条・第十七条)
第六章 雑則(第十八条―第二十五条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公害に係る健康上の被害に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給、更生及び生計維持のための資金の貸付け等による救済制度を定め、もつて公害に係る健康上の被害の救済の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「認定患者」とは、第四条第一項第一号の認定を受けた者をいう。

3 この法律において「認定障害者」とは、第四条第一項第二号の認定を受けた者をいう。

第二章 健康診断

第三条 都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長とする。以下この条において同じ。)は、公害委員会規則の定めるところにより、次条第一項の指定地域その他健康に係る公害の生じていると認める地域を実施区域として、同項の指定疾病その他公害に係る疾病につき健康診断を行なうものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断を行なつたときは、公害委員会規則の定めるところにより、健康診断に関する記録を作成し保存するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による健康診断の結果が必要であると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行なうものとする。

第三章 医療費の支給等
(認定)

第四条 次の各号の一に該当する者は、都道府県知事に申請して、その旨の認定を受けることができる。

一 指定疾病にかかっている者でその疾病にかつたことが当該指定疾病に係る指定地域に存する公害原因(公害の原因である大気汚染等をいう。以下同じ。)による被害であると推測するに足る相当の理由のあるもの

二 指定疾病に起因する政令で定める身体上の障害のある者でその疾病にかつたことが当該指定疾病に係る指定地域に存する公害原因による被害であると推測するに足る相当の理由のあるもの

2 前項の「指定疾病」及び「指定地域」とは、公害委員会が、次の各号に掲げる事項を考量して、特定の疾病が特定の地域(水域を含む)に存する公害原因によつて生じたものと推測するに足る相当の理由があると認める場合において指定するその疾病及び地域をいう。

一 当該疾病が当該地域と生活上密接な関係を有する者に多く発生する傾向

二 当該疾病が当該地域に存する公害原因によつて生ずることの科学的蓋然性

3 第一項の認定に關し必要な事項は、公害委員会規則で定める。

(医療費の支給)

第五条 都道府県知事は、認定患者又は認定障害者が当該疾病又は障害につき、都道府県知事が次条の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定医療機関」という。)から次項に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から同項に規定する医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要する費用の額を限度として、医療費を支給する。

ただし、当該疾病又は障害につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保

険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)(以下「社会保険各法」という。)その他政令で定める法令の規定により医療に関する給付を受け若しくは受けることができたとき、又は当該医療が身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に關する給付として行なわれたときは、当該医療に要する費用の額から当該医療に關する給付の額を控除した額(社会保険各法の規定による医療の現物給付を受け又は受けることができたときは、当該医療の現物給付に關する当該法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に關する給付について行なわれた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の規定により医療費を支給する医療の範囲は、次のとおりとする。

一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学上の処置、手術及びその他の治療並びに施術
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

3 第一項の医療に要する費用の額は、健康保険の診療方針の例によつてする診療につき健康保険の診療報酬の例により算定した額とし、障害について医療に關し、これによることができないとき及びこれによることを適当としないときは、厚生大臣の定めるところにより算定した

額とする。ただし、その額が現に要した費用の額をこえるときはその現に要した費用の額とする。

4 認定患者又は認定障害者が指定医療機関から医療を受けた場合においては、都道府県知事は、医療費としてその者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、当該認定患者又は認定障害者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

6 認定患者又は認定障害者が、当該疾病又は障害について社会保険各法の規定により指定医療機関であるその医療取扱機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し都道府県知事が第四項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(指定医療機関)

第六条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第四項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、指定医療機関に前条第四項の規定による支払を受けるにつれて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第七条 都道府県知事は、第五条第四項の規定による支払をすべき額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

2 都道府県は、第五条第四項の規定による支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求等)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の規定により医療費を支給するに必要があるときは、当該医療を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた医療に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 都道府県知事は、第五条第四項の規定による支払のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

3 指定医療機関の管理者が、正当な理由がないのに、前項の報告の求めに應ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定医療機関に支払うべき費用の支払を一時差し止めることができる。

(医療手当の支給)

第九条 都道府県知事は、認定患者又は認定障害者が当該疾病又は障害につき第五条第二項に規定する医療を受けている場合においては、政令の定めるところにより、その者に対し医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第十条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、在宅の認定患者及び認定障害者で当該疾病又は障害により介護を要する状態にあるもの

に対し、その者の受ける介護の充実に資するため、介護手当を支給する。

(弔慰金の支給)

第十一条 都道府県知事は、認定患者が当該疾病により死亡した場合においては、政令の定めるところにより、その者の遺族に対し弔慰金を支給する。

2 前項の遺族の範囲は、死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。

3 第一項の遺族の順位は、前項に規定する順序による。

4 同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は全員のためその全額につきましたものとみなし、その一人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

第四章 資金の貸付け

(資金の貸付け)

第十二条 都道府県は、認定患者及び認定障害者に対し、政令の定めるところにより、その更生及び生計の維持を援助するため、次の各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するために必要な資金

二 事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

三 認定患者又は認定障害者及びその者によつて生計が維持されていた者の生計を維持するのに必要な資金で当該認定患者又は認定障害者が当該疾病又は障害につき医療を受けている期間に係るもの

(償還の免除)

第十三条 都道府県は、前条の規定による貸付金の貸付けを受けた者の死亡、身体機能の著しい低下その他政令で定める事由により貸付けの償還が著しく困難となつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の

全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(特別会計)

第十四条 都道府県は、第十二条の規定による貸付金の貸付けを行なうについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの繰入金、貸付金の償還金（当該貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ）及び附属雑収入をもつて歳入とし、貸付金及び貸付けに關する事務に要する費用をもつてその歳出とする。

3 前項に規定する貸付けに關する事務に要する費用の額は、同項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済みとなつたものの二分の一に相当する額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付け)

第十五条 国は、都道府県が第十二条の規定による貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、第十二条の規定による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、国に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額
二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付けの手續に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 費用

(支弁)

第十六条 都道府県は、健康診断（保健所を設置する市の長が行なうものを除く）、医療費、医療手当、介護手当及び弔慰金の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定（第四章に係るものを除く。）により都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用を支弁する。

(負担)

第十七条 国は、前条の規定により都道府県及び市の支弁した費用の八分の六を負担する。

都道府県は、前条第二項の規定により市の支弁した費用の八分の一を負担する。

市町村は、前条第一項の規定により都道府県の支弁した費用のうち当該市町村の住民に係るものの八分の一を負担する。

第六章 雑則

(公害医療に関する研究及び助成)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害に係る疾病に関する医療の研究に努めるとともに、医療関係機関に対し、公害に係る疾病に関する医療の研究につき必要な指導及び援助、補助金の交付その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(受給権の保護)

第十九条 この法律により金銭の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(審査請求)

第二十一条 都道府県知事が第四条第一項の規定によつてした処分についての審査請求は、公害委員会に対してするものとする。

(損害賠償請求)

第二十二条 国、都道府県及び市町村は、第五

条、第九条又は第十条の規定による医療費、医療手当又は介護手当の支給が行なわれた場合において当該支給を受けた者が当該疾病にかつたことについて第三者に対して損害賠償請求権を有するときは、当該支給に要した費用についてそれが負担することとなる額を限度として当該損害賠償請求権を取得する。

第五条、第九条又は第十条の規定による医療費、医療手当又は介護手当の支給を受ける権利を有する者が第三者から当該疾病にかつたこと又は当該障害の生じたことについて損害賠償を受けたときは、都道府県知事は、その額の限度で、これらの支給をしないことができる。

(実施命令)

第二十三条 この法律に特別の規定があるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十四条 第三条の規定による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関する知ることができた人の秘密を正当な理由がないのに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第五条第二項に規定する医療を行なつた者又はこれを使用する者が、第八条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がないのにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間接に對して正当な理由がないのに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(地方財政法の一部改正)

2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 公害に係る健康上の被害の救済（認定患者の死亡に係る弔慰金の支給を含む。）に要する経費

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」の下に、「公害に係る健康上の被害の救済に関する法律（昭和 年法律第 号）第七条第一項」を、「被爆者一般疾病医療機関」の下に「若しくは指定医療機関」を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」の下に、「公害に係る健康上の被害の救済に関する法律第七条第二項」を、「一般疾病医療費」の下に「若しくは医療費」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 公害に係る健康上の被害の救済に関する法律（昭和四十四年法律第 号）を施行すること。

(この法律施行に要する経費)

この法律施行に要する経費は、平年度約七億四千万円の見込みである。

第二章 公害等に係る苦情の処理（第三条・第四條）

第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 通則（第五条・第六条）

第二節 和解の仲介（第七条・第十条）

第三節 調停（第十一条・第十六条）

第四節 仲裁（第十七条・第二十一条）

第五節 雑則（第二十二条・第二十四条）

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公害等に係る苦情及び公害に係る紛争を処理する制度を確立し、もつて簡易迅速に、事案の公正かつ妥当な解決を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて被害が生ずることをいう。

2 この法律において「公害等」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び日照の妨害によつて被害が生ずることをいう。

第二章 公害等に係る苦情の処理

(公害苦情相談員)

第三条 都道府県及び政令で定める市に公害苦情相談員を置く。

2 公害苦情相談員は、公害等に係る苦情について、住民の相談に応じあつせん、助言及び指導をし並びに必要な調査をするともに、苦情を処理するため必要があると認めるときは、関係人に対し意見を述べることができる。

(関係行政機関の協力等)

第四条 都道府県知事及び市長は、公害苦情相談員の調査に基づき公害等に係る苦情を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を

求め又は意見を述べることができる。

第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 通則

(管轄)

第五条 公害委員会は、公害に係る紛争であつて当該紛争に係る原因となつて行爲の行なわれた地（以下「原因地」という。）と当該公害に係る被害が生じた地（以下「被害地」という。）とが異なる都道府県の区域にあるものについての和解の仲介、調停及び仲裁につき管轄する。

2 都道府県公害審査会は、公害に係る紛争であつて原因地と被害地とが共に同じ都道府県の区域にあるものについての和解の仲介、調停及び仲裁につき管轄する。

(移送)

第六条 公害委員会及び都道府県公害審査会（以下「公害審査機関」と総称する。）は、その管轄に属しない事件について申立てを受けた場合には、これを管轄権のある公害審査機関に移送しなければならない。

2 公害委員会は、事件を処理するため適当と認めるときは、事件の全部又は一部を都道府県公害審査会に移送することができる。

3 都道府県公害審査会は、事件を処理するため特に高度の知識及び判断を必要とする認めるときは、事件の全部又は一部を公害委員会に移送することができる。

第二節 和解の仲介

(和解の仲介の開始)

第七条 公害審査機関は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合において当事者の双方又は一方から公害審査機関に対し和解の仲介の申立てがなされたときは、和解の仲介を行なう。

(仲介員)

第八条 公害審査機関による和解の仲介は、仲介員によつて行なう。

2 仲介員は、次項の名称に記載されている者のうちから、事件ごとに、公害審査機関の委員長が指定する。

3 公害審査機関は、毎年仲介員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

4 前項の仲介員候補者は、和解の仲介を行なうに必要と認められる者でなければならぬ。

5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定は、都道府県公害審査会の仲介員の職務について準用する。

(仲介員の任務)

第九条 仲介員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めなければならない。

(事件を終了させる場合)

第十条 公害審査機関は、事件が性質上和解の仲介を行なうに適當でないとき、又は当事者が不當な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、事件を終了させることができる。事件が解決される見込みがないと認めるときも、また同様とする。

第三節 調停

(調停の開始)

第十一条 公害審査機関は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合において当事者の双方又は一方から公害審査機関に対し調停の申立てがなされたときは、調停を行なう。

(調停委員)

第十二条 公害審査機関による調停は、三人以上の調停委員によつて行なう。

2 調停委員は、公害審査機関の委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、委員長が指定する。

(調停手続の非公開)

第十三条 調停の手続は、公開しない。ただし、調停委員は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(意見の聴取)

第十四条 調停委員は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

第十五条 調停委員は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

(調停案の作成等)

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見により作成しなければならない。

3 公害審査機関は、適當と認めるときは、当事者の秘密に属する事項に係るものを除き、第一項の調停案に理由を附してこれを公表することができる。

(事件を終了させる場合)

第十六条 公害審査機関は、事件が性質上調停するに適當でないとき、又は当事者が不當な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、事件を終了させることができる。調停が成立する見込みがないと認めるときも、また同様とする。

(事件を終了させる場合)

2 公害審査機関は、前項後段の規定により事件を終了させた場合において適當と認めるときは、当事者の秘密に属する事項に係るものを除き、事件の要点及び経過を公表することができる。

第四節 仲裁

(仲裁の開始)

第十七条 公害審査機関は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合において次の各号の一に該当するときは、仲裁を行なう。

一 当事者の双方から、公害審査機関に対し仲裁の申立てがなされたとき。

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、公害審査機関に対し仲裁の申立てがなされたとき。

(仲裁)

第十八条 公害審査機関による仲裁は、三人の仲裁委員によつて行なう。

2 仲裁委員は、公害審査機関の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員長が指定する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、公害審査機関の委員又は特別委員のうちから、委員長が指定する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章（弁護士の資格）の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 公害審査機関の行なう仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八編（仲裁手続）の規定を適用する。

(仲裁手続の非公開)

第十九条 仲裁の手続は、公開しない。ただし、仲裁委員は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(文書及び物件の提出)

第二十条 仲裁委員は、仲裁を行なう場合において必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、相手方の所持する当該事件に係る文書又は物件を提出させることができる。

2 仲裁委員は、相手方が正当な理由がないのに前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十一条 仲裁委員は、仲裁を行なう場合において必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、相手方の占有する事件に係る場所に入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 仲裁委員は、相手方が正当な理由がないのに前項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(関係行政機関の協力)

第二十二条 公害審査機関は、関係行政機関に対し、公害に係る紛争の処理のために必要な資料又

は技術的知識の提供、技術的判断その他必要な協力を求めることができる。

(意見の申出)

第二十三条 公害審査機関は、公害に係る紛争の処理に關連して、当該紛争の解決及び公害の防止のため必要と認める事項につき、関係行政機関に意見を述べることができる。

(紛争処理手続に關する規則)

第二十四条 この章に規定するもののほか、公害に係る紛争の処理の手続に關し必要な事項は、公害委員会規則で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(鉱業法の一部改正)

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十一条」を「第六百六十四条」に改め、「第三節 和解の仲介(第二百二十二条―第六百六十四条)」を削る。

第六章中「第三節 和解の仲介」を削る。

第二百二十二条から第六百六十四条までを次のように改める。

第二百二十二条から第六百六十四条まで 削除

(水洗炭業に關する法律の一部改正)

3 水洗炭業に關する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

4 公共用水域の水質の保全に關する法律の一部(昭和三十三年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第二十一条―第二十五条)」を削る。

第一条中「四、あわせて水質の汚濁に關する紛争の解決に資するため」を「四、あわせて水質の汚濁に關する紛争の解決に資するため」を「四、あわせて水質の汚濁に關する紛争の解決に資するため」に

改める。

第四章を削る。

(大気汚染防止法の一部改正)

5 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第二十二―第二十五条)」を「第四章 削除」に改める。

第一条中「とともに、大気汚染に關する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十二―第二十五条まで 削除

(騒音規制法の一部改正)

6 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第十六―第十九条)」を「第四章 削除」に改める。

第一条中「とともに、騒音に關する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十六―第十九条まで 削除

(従前の和解の仲介等)

7 この法律の施行前に都道府県知事及び通商産業局長が受理した和解の仲介事件及びあつせん事件については、なお従前の例による。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約一千万円の見込みである。

公害委員会及び都道府県公害審査会法案
公害委員会及び都道府県公害審査会法案
目次
第一章 公害委員会(第一条―第十二条)
第二章 都道府県公害審査会(第十三条―第十九条)

附則

第一章 公害委員会

(設置)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、公害委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務及び権限)

第二条 委員会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 公害に係る健康上の被害の救済に關する法律(昭和 年法律第 号)に規定する健康診断並びに認定患者及び認定障害者の認定に關する事務を行なうこと。

二 公害に係る紛争等の処理に關する法律(昭和 年法律第 号)の規定による紛争の処理に係る事務を行ない、及びこれに關連して関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第三条 委員会は、委員六人で組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、二人以内は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第四条 委員は、公害問題に關し高い識見を有する者のうちから、内閣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため内閣の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣の承認を得なければならない。この場合において、内閣の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を解任しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられた者
(委員の任期)
第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び解任)

第六条 委員は、第四条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失ふものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行をすることができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、内閣の同意を得て、これを解任することができる。

(委員の服務等)

第七条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くは、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項及び第二項、第百九条第十二号並びに第百十一条の規定は、委員の服務について準用する。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第八条 委員会に、委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する委員を定めておかなければならない。

（特別委員）

第九條 委員会の議事及び委員会の行なう公害に係る紛争の処理に参与させるため、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、非常勤とする。

3 特別委員は、委員会の推選に基づき、内閣総理大臣が任命する。

4 特別委員の任期は、一年とする。

5 特別委員は、再任されることができる。

6 特別委員は、委員会の議事に関しては、議決権を有しない。

7 前各項に規定するもののほか、特別委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（会議）

第十條 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障があるときは、第八条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

（公害委員会規則）

第十一條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害委員会規則を制定することができる。

（事務局）

第十二條 委員会に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

第二章 都道府県公害審査会

（設置）

第十三條 都道府県に、公害に係る紛争等の処理に關する法律の規定による紛争の処理及びこれに關連して関係行政機関に対してする意見の申

出にあたらせるため、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第十四條 審査会は、委員四人で組織する。

2 委員は、公害問題に關し意見を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期等）

第十五條 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

4 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行をすることができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（委員の服務）

第十六條 委員は、在任中政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定は、委員の服務について準用する。

（委員長）

第十七條 審査会に、委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する委員を定めておかなければならない。

（特別委員）

第十八條 審査会の議事及び審査会の行なう公害に係る紛争の処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、非常勤とする。

3 特別委員は、審査会の推選に基づき、都道府県知事が任命する。

4 特別委員の任期は、一年とする。

5 特別委員は、審査会の議事に関しては、議決権を有しない。

6 第十四条第三項、第十五条第二項から第四項まで及び第十六条の規定は、特別委員に準用する。

7 前各項に規定するもののほか、特別委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（会議）

第十九條 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障のあるときは、第十七条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

附則

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

（委員会の最初の委員の任命）

2 第四条第一項の規定による委員会の委員の任命のために必要な行為は、前項の期日前においても行なうことができる。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない場合に準用する。

（国家行政組織法の一部改正）

4 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備委員会」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

5 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備委員会」に改める。

第十八条中首都圏整備委員会の項の次に次のように加える。

公害委員会
審査会法（昭和四十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

（特別職の職員の給与に關する法律の一部改正）
特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 公害委員会の常勤の委員

第一条中第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 公害委員会の非常勤の委員

別表第一中「首都圏整備委員会の常勤の委員」を「首都圏整備委員会の常勤の委員」に改める。

この法律施行に要する経費は、平年度約七千三百万円の見込みである。

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は同日）

一、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 医療費等の支給（第三条・第九條）

第三章 費用（第十条・第十二條）

第四章 公害防止事業団の納付業務等（第十三條・第十九條）

第五章 雑則（第二十條・第三十一條）

附則

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合において、当該疾病にかかつ

た者に対し、医療費、医療手当及び介護手当の支給の措置を講ずることにより、その者の健康被害の救済を図ることを目的とする。

（指定地域等）

第二条 この法律において「指定地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発している地域で政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、あわせて同項に規定する疾病を定めなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

第二章 医療費等の支給

（認定）

第三条 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき前条第二項の規定により定められた疾病にかかつている者について、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が当該指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。この場合において、当該疾病が厚生大臣の定める疾病であるときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、かつ、その時まで引き続き当該指定地域内に住所を有する期間が厚生大臣の定める期間以上である者（一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を当該指定地域内において過ごすことが常態であり、かつ、その期間が指定地域ごとに厚生大臣の定める期間以上である者を含む）に限つて行なうものとする。

2 指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、前項の規定による都道府県知事の権限は、当該市の長が行なう。

3 都道府県知事（前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第六條第一項、第十條及び第二十條を除き、以下同じ。）は、第一項の認定を行なつたときは、当該認定を受けた者に対し、公害医療手帳を交付するものとする。

（医療費の支給）

第四条 都道府県知事は、当該都道府県知事に係る前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病について次に掲げる医療を受けたときは、その者に対し、医療費を支給する。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項の規定は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病が厚生大臣の定める疾病であるものが、当該指定地域外に住所を移したとき（一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を当該指定地域内において過ごすことが常態でなくなつたときを含む）、又は当該指定地域の全部若しくは一部が指定地域でなくなつたことにより指定地域内に住所を有しなくなつたとき（指定地域内において一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を過ごすことが常態でなくなつたときを含む）は、その者について、その日から起算して厚生大臣の定める期間を経過した日以後は適用しない。

（医療費の額等）

第五条 前条第一項の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額を限度とする。ただし、その者が当該疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法令の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として

行なわれたときは、当該医療に要する費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）を限度とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

（保険医療機関等に対する医療費の支払等）

第六条 第三條第一項の認定を受けた者が、公害医療手帳を提示して、当該認定に係る疾病について、健康保険法その他政令で定める法令又は国民健康保険法の規定により当該指定地域をその区域に含む都道府県（当該指定地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、当該認定を行なつた都道府県知事（同条第二項の規定により市長が認定を行なつたときは、当該市をその区域に含む都道府県の都道府県知事とする。）の統轄する都道府県とする。後段において同じ。）の区域内の健康保険法第四十三條第三項第一号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第三十六條第四項の療養取扱機関（これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関しこの項及び次項に規定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三條第二項の政令で定める市の長に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等は、当該医療を受けた者に対する請求に代えて、その者が第四條第一項の規定により支給されるべき医療費の額を、都道府県（第三條第二項の政令で定める市の長による認定を受けた者が当該医療を受けたときは、当該

市とする。次項及び第五項において同じ。）に対し、請求するものとする。同条第一項の認定を受けた者で生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属するものが、公害医療手帳を提示して、当該認定に係る疾病について、当該指定地域をその区域に含む都道府県の区域内の同法第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（その開設者が診療報酬の請求及び支払に関しこの項及び次項に規定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三条第二項の政令で定める市の長に申し出たものを除く。以下「生活保護指定医療機関」という。）で医療を受けた場合における生活保護指定医療機関についても、同様とする。

2 都道府県は、前項の規定による請求があつたときは、当該医療を受けた者に代わり、保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対し、第四条第一項の規定により支給すべき医療費の額を支払うものとする。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、第四条第一項の規定による医療費の支給があつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第二項の規定により支払うべき額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県は、第二項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 国民健康保険の被保険者である第三条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る疾病について、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該療養取扱機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に関し都道府県知事が第二項の

規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（医療手当の支給）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三条第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病について第四条第一項各号の医療を受けており、かつ、その病状が政令で定める病状の程度をこえるものに対し、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

2 第四条第二項の規定は、医療手当について準用する。

（医療手当の支給の制限）

第八条 医療手当は、前条第一項に規定する者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条第一項に規定する者の生計を維持するもの所得につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した前年分（一月から四月までの間に受けた医療に係る医療手当については、前年分とする。）の所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が政令で定める額をこえるときは、支給しない。

（介護手当の支給）

第九条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三条第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病による厚生省令で定める範囲の身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている場合は、この限りでない。

2 第四条第二項及び前条の規定は、介護手当について準用する。

第三章 費用

（費用の支弁）

第十条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用

第十一条 第三条第二項の政令で定める市は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該市長が行なう医療費等の支給に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該市長が行なう事務の処理に要する費用

（補助金）

第十二条 都道府県は、前条の規定により市が支弁する費用について、政令の定めるところにより、同条第一号に掲げる費用にあつてはその六分の五、同条第二号に掲げる費用にあつてはその三分の二を補助するものとする。

第四章 公害防止事業団の納付義務等

（納付義務）

第十三条 公害防止事業団（以下「事業団」という。）は、公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条に規定する業務のほか、次条第一項の規定による納付金の納付に関する業務（以下「納付業務」という。）を行なう。

（納付金）

第十四条 事業団は、第十条の規定により都道府県が支弁する費用及び第十二条の規定により都道府県が補助する費用にあつては、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、納付金を納付するものとする。

2 前項の納付金の額は、第十条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲

げるものについてはその四分の三、同条第二号に掲げるものについてはその二分の一に相当する額とし、第十二条の規定により都道府県が補助する費用のうち、第十一条第一号に掲げる費用に係るものについてはその五分の四、同条第二号に掲げる費用に係るものについてはその二分の一に相当する額とする。

（区分経理）

第十五条 事業団は、納付業務に係る経理については、厚生省令、通商産業省令の定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

（拠出金等）

第十六条 公害に係る健康被害の救済のための措置の実施に協力することを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人で、その申出に基づいて厚生大臣及び通商産業大臣の指定を受けたものは、事業団と締結する契約に基づき、毎年、事業団に対し、第十条第一号に掲げる費用の額と第十一条第一号に掲げる費用の額との合算額の二分の一に相当する金額を拠出金として拠出するものとする。

2

事業団は、前項の指定を受けた法人と同項に規定する契約を締結しようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3

厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（事業者の拠出）

第十七条 事業者は、公害対策基本法（昭和四十二年法律第三十二号）第三条第一項に規定する責務を有することにかんがみ、医療費等の支給の措置が円滑に実施されるように、前条第一項の指定を受けた法人に対し、同項の拠出金にあつては、その旨を公示しなければならない。

第十八条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、納付業務に要する費用の財源にあてるとして、納付金を交付するものとする。

(公害防止事業団法の特例等)

第十九条 納付業務については、公害防止事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十七條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十五条」と、同条第三号中「又は第二十九條」とあるのは「若しくは第二十九條又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十六條第二項」と、同法第三十七條第三号中「第十八條」とあるのは「第十八條及び公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十三條」と、同条第五号中「第三十一條第二項」とあるのは「第三十一條第二項（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十九條において読み替えて適用する場合を含む。）とする。

第五章 雑則

(公害被害者認定審査会)

第二十条 第三條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するため、指定地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第三條第二項の政令で定める市に、公害被害者認定審査会を置く。

2 公害被害者認定審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、医学に關し學識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第三條第二項の政令で定める市の長が任命する。

4 前三項に定めるものは、公害被害者認定審査会の組織、運営その他公害被害者認定審査会に關し必要な事項は、都道府県又は第三條第二項の政令で定める市の条例で定める。

(報告等)

第二十一条 都道府県知事は、医療費を支給するについて必要があるときは、当該医療を行なつた者又はこれを使用する者に對し、その行なつた医療に關し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(支給の制限等)

第二十二条 都道府県知事は、第三條第一項の認定を受けた者、その配偶者又は民法第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で当該認定を受けた者の生計を維持するものが収入の状況に照らしその医療費を負担することができると認められるときは、医療費の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十三条 都道府県知事は、第三條第一項の認定を受けた者が正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときは、医療費又は医療手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十四条 都道府県知事は、第三條第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病に關し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費等の支給に相当する給付があると認められるときは、その価額の限度において、医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費等の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第二十五条 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第二十六条 医療費等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

きない。

(公課の禁止)

第二十七条 租税その他の公課は、医療費等として受けた金額を標準として、課することができない。

(再審査請求)

第二十八条 第三條第二項の政令で定める市の長が行なう医療費等の支給に關する処分について審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができ。

(返還金の処理)

第二十九条 第二十四条の規定による返還金の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十一条 第四條第一項各号の医療を行なつた者又はこれを使用する者が、第二十一条の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による当該職員の質問に對して正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律中第一條から第三條まで、第二十条及び第三十条並びに附則第二項及び附則第四項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十五年二月一日から施行する。

(他の公害に係る疾病に關する検討)

2 政府は、公害対策基本法第二條第一項に規定する公害のうち第一條に規定するもの以外のものに係る疾病に關し検討するものとする。

3 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

りに改正する。

第十三條第二項中「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第五項」を、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第五項又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第...号)第六條第四項」に改め、「被爆者一般疾病医療機関」の下に「若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関」を加え、「又は結核予防法第三十八條第六項を、結核予防法第三十八條第六項又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法第六條第五項」に改め、「一般疾病医療費」の下に「若しくは医療費」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二 第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第...号)を施行すること。

十二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公害紛争処理法案

一、公共用水域の水質の保全に關する法律の一部を改正する法律案

目次

第一章 總則(第一條、第二條)

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 中央公害審査委員会(第三條、第十四條、第二條)

第二節 都道府県公害審査会等(第十三條、

公害紛争処理法案

公害紛争処理法

第二十三条

第三節 管轄(第二十四条・第二十五条)
第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 総則(第二十六条・第二十七条)

第二節 和解の仲介(第二十八条・第三十条)

第三節 調停(第三十一条・第三十二条)

第四節 仲裁(第三十三条・第三十四条)

第五節 補則(第四十三条・第四十七条)

第四章 雑則(第四十八条・第五十条)

第五章 罰則(第五十一条・第五十二条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、公害に係る紛争について、和解の仲介、調停及び仲裁の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する公害をいう。

(設置)

第三条 内閣総理大臣の所轄の下に、中央公害審査委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第四条 中央委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、調停及び仲裁を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、中央委員会の権限に属せられた事項を行なうこと。

(組織)

第五条 中央委員会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。

第十九部

産業公害及び交通対策特別委員会

議院第二号

昭和四十四年十二月二日

【参議院】

一五

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、中央委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員)

第六条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができなるときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることができ

7 委員長又は委員は、第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

8 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違

反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、両議院の同意を得て、これらを罷免することができ

(職権の行使)

第七条 委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

第八条 中央委員会は、委員長が招集する。

2 中央委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 中央委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(委員長及び委員の職務等)

第九条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門調査員)

第十条 中央委員会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以上を置くことができる。

2 専門調査員は、非常勤とする。

3 前条第一項の規定は、専門調査員について準用する。

(庶務)

第十一条 中央委員会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、中央委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 都道府県公害審査会等

(審査会の設置)

第十三条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

(審査会の所掌事務)

第十四条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、和解の仲介、調停及び仲裁を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属せられた事項を行なうこと。

(審査会の組織)

第十五条 審査会は、委員九人以上十五人以内をもつて組織する。

2 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の委員)

第十六条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

(審査会に係る準用規定)

第十七条 第六条第四項、第五項本文及び第六項から第八項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定は審査会の委員について、第八条の規定は審査会の会議について準用する。この場合において、第六条第八項中「内閣総理大臣」とある

のは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」とあるのは「議会の同意を得て、これを」と、第八条第一項から第三項までの規定中「委員長」とあるのは「会長」と、同条第四項中「委員長」とあるのは「会長」と、「第五条第四項に規定する常勤の委員」とあるのは「第十五条第四項に規定する委員」と読み替えるものとす。

(公害審査委員候補者)

第十八条 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 公害審査委員候補者は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、委嘱されなければならない。

(公害審査委員候補者に係る準用規定)

第十九条 第六条第四項及び第七項の規定は、公害審査委員候補者について準用する。この場合において、同条第七項中「その職」とあるのは、「その地位」と読み替えるものとする。

(連合審査会の設置)

第二十条 都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を置くことができる。

(連合審査会の所掌事務)

第二十一条 連合審査会は、この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、和解の仲介及び調停を行なう。

(連合審査会の組織)

第二十二条 連合審査会は、関係都道府県の審査会の委員（審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者）のうちから、当該関係都道府県の審査会の会長（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事）が指名する同数の委員をもつて組織する。

(連合審査会の委員に係る準用規定)

第二十三条 第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る連合審査会の委員について準用する。この場合において、第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

第三節 管轄

(管轄)

第二十四条 中央委員会は、次の各号に掲げる紛争に関する調停及び仲裁について管轄する。

一 現に人の健康又は生活環境（公害対策基本法第二条第二項に規定する生活環境をいう。）に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、事業活動その他の人の活動の行なわれた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争

2 審査会（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。）は、前項各号に掲げる紛争以外の紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁について管轄する。

3 前二項の規定にかかわらず、仲裁については、当事者は、双方の合意によつてその管轄を定めることができる。

(移送)

第二十五条 中央委員会又は審査会等は、次条第一項の申請に係る事件が、その管轄に属しないときは、事件を管轄審査会等又は中央委員会に移送するものとする。

第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 総則

(申請)

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、政令で定めるところにより、書面をもつて、審査会等に対し和解の仲介の申請を、中央委員会又は審査会等に対し調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を經由しなければならない。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。

(第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関する特例)

第二十七条 第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関する和解の仲介及び調停の申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならない。

2 審査会等は、前条第一項の和解の仲介又は調停の申請に係る紛争が第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の申請があつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、当該都道府県知事は、当該申請又は通知に係る紛争を処理するため連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の規定による通知に係る紛争を処理するため連合審査会が置かれたときは、当該連合審査会は、当該紛争に関する和解の仲介又は調停について管轄するものとす

る。この場合においては、中央委員会は、当該紛争については管轄しない。

5 第三項の規定による協議がととのわない場合において、当該紛争に係る事件が調停の申請に係るものであるときは、都道府県知事は、遅滞なく、当該事件の関係書類を、中央委員会に送付するものとする。

第二節 和解の仲介

(仲介委員の指名等)

第二十八条 審査会等による和解の仲介は、三人の仲介委員が行なう。

2 前項の仲介委員は、審査会の委員（審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。）のうちから、事件ごとに、審査会の会長（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。）が指名する。

3 連合審査会による和解の仲介は、連合審査会の委員の全員が仲介委員となつて行なう。

4 第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る仲介委員について準用する。この場合において、第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(仲介委員の任務)

第二十九条 仲介委員は、当事者双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(和解の仲介の打ち切り)

第三十条 仲介委員は、申請に係る紛争について、和解の仲介によつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

第三節 調停

(調停委員の指名等)

第三十一条 中央委員会又は審査会等による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 連合審査会による調停は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会を設けて行なう。

4 第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る調停委員について準用する。この場合において、第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(出頭の要求)
第三十二条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

(文書の提出等)
第三十三条 中央委員会に設けられる調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行なう場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に係る場所のある場所を立ち入つて、事件に係る文書又は物件を検査することができる。

3 第一項の調停委員会は、前項の規定による立入検査をする場合においては、調停委員の一人をしてこれを行なわせることができる。

4 第一項の調停委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門調査員をして補助させることができる。

(調停案の作成)
第三十四条 調停委員会は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

(調停をしない場合)
第三十五条 調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないことを認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとする。

(調停の打ち切り)
第三十六条 調停委員会は、申請に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

(手続の非公開)
第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

(事件の引継ぎ)
第三十八条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、調停委員会の申立てに基づき、当該調停の申請をした者の同意を得、かつ、中央委員会と協議したうえで、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

第四節 仲裁

(仲裁委員の指名等)

第三十九条 中央委員会又は審査会等による仲裁は、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行なう。

2 前項の仲裁委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る仲裁委員について準用する。この場合において、第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(文書の提出等)
第四十条 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該仲裁に係る事件に係る文書又は物件の提出を求めることができる。

2 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に係る場所のある場所を立ち入つて、事件に係る文書又は物件を検査することができる。

3 仲裁委員会は、前項の規定による立入検査をする場合においては、仲裁委員の一人をしてこれを行なわせることができる。

第四十一条 仲裁委員会の行なう仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。

(準用規定)
第四十二条 第三十七条の規定は、仲裁委員会の行なう仲裁の手続について準用する。

第五節 補則
(資料提出の要求等)
第四十三条 中央委員会は公害に係る紛争に関する調停又は仲裁を行なうため、審査会等は公害に係る紛争に関する和解の仲介、調停又は仲裁を行なうため、連合審査会は公害に係る紛争に関する和解の仲介又は調停を行なうため、それぞれ、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(紛争処理の手続に要する費用)
第四十四条 中央委員会において行なう調停又は仲裁の手続に要する費用は、政令で定めるものを除き、各当事者が負担する。

2 審査会等において行なう和解の仲介、調停又は仲裁の手続に要する費用は、条例で定めるものを除き、各当事者が負担する。

3 連合審査会において行なう和解の仲介又は調停の手続に要する費用は、関係都道府県が協議によつて定める規約で定めるものを除き、各当事者が負担する。

(申請手数料)
第四十五条 中央委員会に対し調停又は仲裁の申請をする者は、政令で定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。この場合においては、当該申請手数料は、国の収入とする。

2 審査会又は都道府県知事に対し調停又は仲裁

の申請をする者は、条例で定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。この場合においては、当該申請手数料は、当該都道府県の収入とする。

(都道府県知事に対する報告)

第四十六条 候補者名簿からの指名に係る仲介委員、候補者名簿からの指名に係る調停委員からなる調停委員会又は候補者名簿からの指名に係る仲裁委員会からなる仲裁委員会は、その行なう和解の仲介、調停又は仲裁の事件が終了したときは、都道府県知事に対し、すみやかに、その概要を報告しなければならない。

(政令への委任)

第四十七条 この章に規定するもののほか、紛争の処理の手續その他紛争の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(意見の申出)

第四十八条 中央委員会は内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、審査会は当該都道府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(苦情の処理)

第四十九条 地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 都道府県及び政令で定める市は、公害苦情相談員を置かなければならない。

3 前項の市以外の市及び町村は、公害苦情相談員を置くことができる。

4 公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査その他の事務を行なうものとする。

(防衛施設)

第五十条 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十五号)第二条第二項に規定する防衛施設に係る公害対策基本法第二

十一条第一項に規定する事項に関しては、別に法律で定めるところによる。

第五章 罰則

第五十一条 第九条第一項(第十条第三項、第七条、第二十三條、第二十八條第四項、第三十一条第四項及び第三十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした当事者を一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて第三十二条の規定による出頭要求に応じなかつたとき。

二 正当な理由がなくて第三十三條第一項又は第四十條第一項の規定による文書又は物件の提出の要求に応じなかつたとき。

三 正当な理由がなくて第三十三條第二項又は第四十條第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(中央委員会の最初の委員長及び委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される中央委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第六條第二項及び第三項の規定を準用する。

3 (他の法律の一部改正)
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の四」を「第十六條の五」に改める。

第六條中第十六號の三を第十六號の四とし、

第十六號の二を第十六號の三とし、第十六號の次に次の一号を加える。

十六の二 公害紛争処理法(昭和四十四年法律第三十號)の施行に関すること。

第二章第三節中第十六條の四を第十六條の五とし、第十六條の三を第十六條の四とし、第十六條の二の次に次の一号を加える。

(中央公害審査委員会)

第十六條の三 総理府の機関として、中央公害審査委員会を置く。

2 中央公害審査委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るための機関とする。

3 中央公害審査委員会の組織及び所掌事務については、公害紛争処理法の定めるところによる。

4 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第二十一條、第二十五條)」を削る。

第一條中「水質の保全を図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため」を「水質の保全を図るため」に改める。

第三條第二項中「第二條に規定する水洗成業をいう。以下同じ。」を「第二條に規定する水洗成業をいう。」に改める。

第四章を削る。

5 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第二十二條、第二十五條)」を「第四章 削除」に改める。

第一條第一項中「とともに、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十二條から第二十五條まで 削除
騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八號)の

一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第十六條、第九條)」を「第四章 削除」に改める。

第一條中「とともに、騒音に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十六條から第十九條まで 削除
7 この法律の施行前に、公共用水域の水質の保全に関する法律第二十一條、大気汚染防止法第二十二條又は騒音規制法第十六條の規定によつて申立てのあつた和解の仲介については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

8 特別職の職員(給与に関する法律(昭和四十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

第一條第十三號の五の次に次の一号を加える。

十三の六 中央公害審査委員会の委員長及び常勤の委員

第一條第十九號の五の次に次の一号を加える。

十九の六 中央公害審査委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「地方財政審議会会長」を「地方財政審議会会長
中央公害審査委員会委員長」に、「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第八十一號)の一部を次のように改

正する。

第一条中「もつて」の下に「国民の健康の保護及び生活環境の保全」とを加え、「と公衆衛生の向上」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

第三条第二項中「鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、水洗炭業（水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。）に係る事業場、公共下水道又は「へい獣処理場等（へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）第一条第四項若しくは第五項に規定する施設又は同法第八条に規定する製造の施設を設置する事業場をいう。）、鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、採石業（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三条に規定する採石業をいう。）に係る採取場、と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場をいう。）、水洗炭業（水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。）に係る事業場、廃油処理施設（船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第二百七号）第二条第六項に規定する廃油処理施設をいう。）を設置する事業場、砂利採取業（砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業をいう。）に係る砂利採取場その他尿尿処理施設、豚若しくは鶏の飼養施設等汚水若しくは廃液を排出する施設であつて政令で定めるものを設置する事業場又は公共下水道若しくは」に改める。

第四条第一項中「図るため、」の下に「関係都道府県知事の意見をきいて」を加える。

第五条第一項中「となつて」の下に「人の健康を保護し、若しくは生活環境を保全するうえで看

過し難い影響が生じ、若しくは」を加え、「が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響」を削る。

第七条第一項中「関係行政機関の長」の下に「及び関係都道府県知事」を加える。

第八条の見出しを「（関係行政機関等の義務）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定水域については、関係都道府県知事は、当該指定水域の水質の汚濁の状況をは握するため必要な測定を行なうものとする。

第十条中「関係行政機関の長」の下に「及び関係地方公共団体の長」を加え、同条に次の一項を加える。

3 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済企画庁長官に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域の水質の保全に関し意見を述べることができ、

第十一条中「水質基準を定める」を「水質基準を定め、並びにこれらを変更する」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○第六十一回国会産業公害及び交通対策特別委員会
会議録正誤

第十一号中正誤

ベシ 段行 誤 正

七 一から 撤底 徹底

八 二六 所官庁 所管庁

第十二号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 一から 二 当時者 当事者

三 四 定認 認定

四 一 一 一次的

五 二 〇 公 公 公

六 四 九 定議 定義

七 三 末 衆議員 衆議院

八 一 九 識り込む 識り込む

昭和四十五年一月八日印刷

昭和四十五年一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局